

# 市町村の定住施策について

平成16年11月現在

No.1

市町村名	実施の名称	実施期間	施策の内容	目的・成果・問題点
名瀬市	看護職員等就学資金貸与事業	H5～	(対象)看護職員等養成施設在学者 保健師,助産師,看護師,理学療法士,作業療法士,歯科衛生士,言語聴覚士になるための就学資金の貸与。准看護学校は月額2万円,その他は4万円就学資金を受けた期間以上地元で勤務した場合は返済免除	(目的)修学資金を貸与することにより市内の保健医療福祉施策等における人材の確保を図り,もって地域福祉の増進に寄与する。  (成果)
	企業立地促進事業	H2～	(対象)指定企業者 企業に対し,助成措置及び便宜供与を講じ,企業の育成及び誘致を促進  用地取得助成金 限度額 1,000万円 企業施設設置奨励金 限度額 1,000万円 地元雇用奨励金 限度額 2,000万円 緑化奨励金 限度額 300万円	(目的)企業の育成及び誘致を促進し,もって本市産業の振興と雇用の増大を図る。
	漁業後継者育成事業	H6～	(対象)漁業後継者 漁業に従事しようとする者に対し,月額5万円の育成資金を1年間支給する。	(目的) (成果)
	小規模学校区活性化就学助成事業		(対象)小規模学校区に転入・入学した生徒 就学助成金…中学生以下1人当たり5万円	(目的)当該校区の児童及び生徒の数の維持並びに増加を期し,もって当該校区の活性化を図る。  (成果)
	大島紬技術者育成資金支給事業	S46～	(対象)大島紬技術後継者 将来本市において大島紬業に就き従事しようとする者で各事業書及び訓練校の見習工,訓練生  大島紬泥染事務所見習工2年間月額 35,000円 大島紬藍染事務所見習工2年間月額 35,000円 県大島紬技術指導センター1年間月額 10,000円 大島紬学院訓練生1年間月額 30,000円	(目的)本市において大島紬も従事しようとする者に,大島紬技術者育成資金を支給することにより大島紬業の発展に貢献させる。  (成果)
	農業後継者育成事業	S60～	(対象)農業後継者 市農業研修センターで1年間の研修を行う制度。 出席日数に応じて日額に応じて日額5,000円を支給。別途,農業後継者奨学金月額10,000円の支給も可。	(目的)農業後継者を育成し,農業の発展に貢献させる。  (成果)

市町村名	実施の名称	実施期間	施策の内容	目的・成果・問題点
大和村	新築住宅助成金	H16～	村内に住宅を新築した者であって、出産した者 世帯主に20万円	若者の流出、出生率の低下等により地域社会の諸機能の弱体化 や活力が減退しつつあることにかんがみ、定住の促進を図るため 助成措置を講じ、もって本村の活性化と住民の福祉の向上
	出産祝金	H16～	村内に定住している者であって、出産した者 出生児1人につき、10万円	〃
	育児助成金	H16～	村内に定住している者であって、満6歳に達するまでの児童を養育している者 出生児1人につき、月5千円	〃
	高校生通学バス助成金	H16～	村内に定住し、バス通学をしている高校生 高校生1人につき、3ヶ月定期券購入額の3分の2額	〃
	企業誘致立地等促進条例	H8～	企業等用地取得助成金 限度額 1,000万円 企業施設設置奨励金 限度額 2,000万円 雇用促進奨励金 新規地元雇用者数×20万円(3年間助成) 緑化奨励金 限度額 500万円	企業の育成及び誘致を促進し、もって本村の産業の振興と雇用の増大を図る。
宇検村	たまくがね出産扶助費に関する条例	H8～	村内に住所を有し居住している出産者に対し、1子につき出生時20万円、小学校入学時に入学祝金として10万円を支給	(目的)若者の流失の防止と出生率の高揚を図り、健やかに産み育てる環境づくりに努めるとともに、本村の活性化に寄与することを目的とする。 (成果)年間10～15人前後の出生があり、第2子、3子と3人以上の子を持つ世帯が増加している。
	高校生通学バス補助事業	H5～	村内に居住し、名瀬市等の高校へ通学する高校生のバス定期券1/2を補助	(目的)通学高校生の経済的な負担を援助し、青少年が地域づくりに寄与することを目的とする。 (成果)道路整備等が進んできていることにより、名瀬市内で下宿等をさせるより経済的に軽減される通学が増えてきており、現在10人前後の高校生が通学している。
	企業立地等促進条例	H8～	用地取得助成金…用地等の取得に要した額の3/10を乗じて得た額 1,000万円を限度  企業施設設置奨励金…設備投資額の3/10を乗じて得た額 2,000万円を限度  雇用奨励金…村内に新たに住所を有する雇用者に年額20万円を乗じて得た額で、3年間助成  緑化奨励金…緑化事業費の3/10を乗じて得た額 50万円を限度	(目的)企業の育成及び誘致を促進し、本村の産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。 (成果)H9年に立地協定(焼酎工場) (問題点)こちらからの情報の発信を工夫する必要がある。

瀬戸内町	条例その他特別なものなし		空き家情報の収集(平成14年度調査)と紹介	UIターン希望者の住居等として、空き家情報の提供を行い、定住促進を図る。(H16年10月現在2から3軒程度だが、随時、調査をしている。)
	古仁屋高等学校生徒通学費補助金  瀬戸内町奨農制度(ファームサラリー制度)	H10～	通学距離が片道6kmを超える通学生に対し、通学定期割引運賃の1/3、単車通学の場合は、バス通学補助金の1/2  本町に住所を有し、本町内において継続して就農する事を希望し概ね18歳から45歳以下のもので、新規参入者・新規学卒就農者・UIターン者で町長が助成対象者として適当と認めるもの。ファームサラリーの額は、月額15万円、研修開始した月から2年間を上限とする。	古仁屋高等学校に通学する生徒に対し、通学費補助金を支給することにより、古仁屋高等学校の活性化を図り、ひいては学校存続対策に寄与することを目的とする。  農業振興の中核となる農家を確保・育成するとともに、夢のある経営を目指し、地域で豊かに生活できる基盤づくりを支援することを目的とする。
住用村	住用村奨農制度(新規就農者支援)事業	H12～	本村に住所を有し、本村内において継続して就農することを希望し概ね18歳から55歳以下のもので新たに就農したものに、一世帯当たり月額10万円を上限として1年間貸付をする。	(目的)住用村の農業振興の中核となる農家を確保・育成するとともに、夢のある経営を目指し、地域で豊かに生活できる基盤作りを支援する。 (成果)これまでに3名の新規就農者を送り出している。 (問題点)村単独事業のため、年間一世帯で1年間のみの貸し付け状況である。
龍郷町	工場等立地促進条例 過疎地域産業開発促進条例	H2～ H5～	町工場等立地促進条例、過疎地域産業促進条例に基づく各種優遇措置により、企業の進出しやすい条件作りを行う。	(目的)町内に工場、旅館等を新設または増設するものに対し固定資産税の課税免除または奨励金の交付及び補助を行うことにより、本朝における工場等の立地を促進し、町経済の発展及び雇用の増大を図る。  (成果)本土から縫製工場や金型工場、ホテル等が進出し、大島紬産業の不況による離職者を吸収するかたちで就労が進んでいる。 (問題点)外界離島という立地的・地理的ハンディキャップによる輸送コストの問題、近年景気の低迷等企業進出の条件としてマイナスの要因が多い。今後は地場資源活用型の企業や研究機関の誘致に推進する必要がある。
	高校生バス通学費助成金事業	H5～	大島本島内に所在する高等学校に在籍する高校生で、バス通学するものの保護者に助成措置(定期券購入額助成)を講ずる。	(目的)人口の流出等により地域社会の諸機能の弱体化や活力の減退並びに過疎化の進行を防ぐため、大島本島内に所在する高等学校に在籍する高校生で、バス通学する者の保護者に助成措置を講じ、経費負担の軽減を図るとともに定住の促進を図る。 (成果)これまで名瀬市内に下宿したりアパート等を借上げて通学していた生徒も、経済的軽減が図られたことにより、町内から通学している。 (問題点)町単独事業のため、財政状況によっては、現在の助成措置について見直す可能性がある。



市町村名	実施の名称	実施期間	施策の内容	目的・成果・問題点
笠利町	出産祝金支給条例	H5～	出産祝金・・・町内に1年以上居住し、出産した場合に支給  第2子に 50,000円 第3子に 100,000円	(目的)出世児を祝福し、次代を担う子供のすこやかな成長を願い児童福祉の向上に資するため、出産祝金を支給する。 (成果)少子化時代の中で、出産児の増につながっている。
	工場等立地促進条例	H3～	工場等立地促進・・・町内に工場等を新設または増設するものに対し、補助を行う。  工場等の用に供した土地の取得額の1/10以内の額 新規地元雇用者の数に12万円を乗じて得た額。 補助金の限度額 1,000万円	(目的)町内に工場等を新設または増設するものに対し、補助を行うことにより、本町における工場等の立地を促進し、もって本町経済の発展及び雇用の増大をはかるため (成果)
喜界町	喜界町農業後継者育成事業	H10～	本町において農業に従事できる、おおむね50歳までの健康なものに対し半年間・月15日、農業研修を受けさせる。その間、交付金として月6万円を支給する。	(目的)喜界町の農業後継者を育成する目的で、町営農支援センターの施設を充分に活用した実践教育を主軸に近代的な農業経営を行うのに必要な農業技術、経営管理能力を養い少数徹底教育により優れた農業者を育成する。 (成果)施策の実施以来約6年経過しているが、年1名以上のペースで新規就農者を送り出している。  (問題点)町単事業であるため、他地域の有利な国庫補助と組み合わせた事業のような手厚い交付金は支給されないの で、軌道に乗るまで生活が安定しにくい。
徳之島町	町工場開発促進条例	S41～	町内に工場を新設し、又は増設する者に対し便宜を供し、町税の課税免除を行い町の工場の開発を促進する。	(目的)町の工場の開発を促進するため、3年間固定資産税の課税を免除する。
天城町				
伊仙町	徳之島農業教育普及連携事業		事業費 12,940,000円の負担金助成 普及協議会運営費 300,000円 スクールバス通学助成 12,640,000円	(目的)徳之島農業を守り、後継者育成・確保を図るため、徳之島農業高校に通学している生徒に対しスクールバス運営助成を行っている (成果)

				(成果)平成6年度よりスクールバスの助成を進め、減少傾向にあった入学者に歯止めがかかり、関係機関の取り組みが実を結んだ。 農業高校の活性化にもつながり、農大への進学、地元へのUターンも進みつつある。
	過疎地域工業開発促進所 例(企業誘致)	S47～	町内に工場を新設し、又は増設するものに対し、町税の課税免除を行うことにより、本町の工業の開発を促進し、人口の過度の減少を防止する。	(目的)企業誘致と人口減少の防止とする (成果)衣料会社が進出しており、地元の人材確保につながっている。  (問題点)離島のハンディで、コスト高などにより企業誘致が思うように進まない。
和泊町	特になし			
知名町	農業青年ファームサラリー 事業		新規学卒者、Uターン者、新規参入者で、町内に居住し年間農業従事日数が概ね150日以上見込まれる概ね40歳未満のものに月額10万円を12か月を限度として交付する。  10万円の内訳は町5万円、経営主5万円の負担を行っている。年間3名を上限に助成を行っている。	(目的)担い手農家の高齢化、新規就農者の減少がつづいており、将来の本町農業の活性化を図るうえで、農業後継者の確保は重要な課題である。このため新規就農者に対して一定月給を支給することで、農業後継者の確保を図る。 (成果)数名の方が新規就農したがこれは制度発足の効果も大きい。  (問題点)財政の厳しい中で、定住施策に欠かせない制度であり、国・県制度の研究も必要である。
与論町	特になし			